

武蔵野市指定管理者公募 事業概要

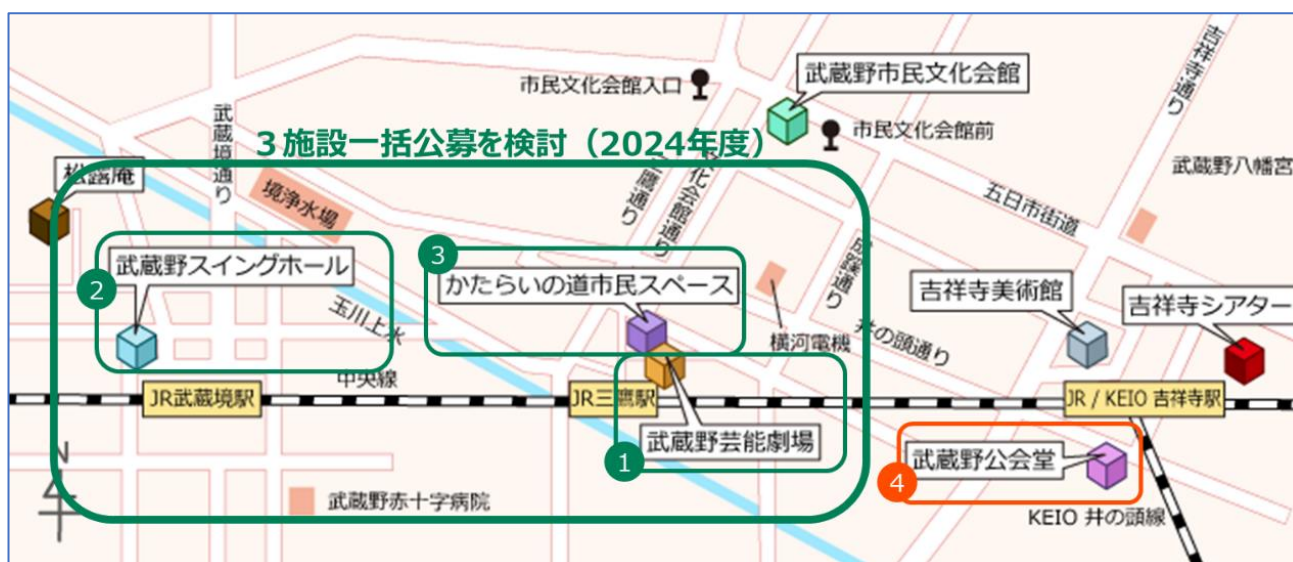
■指定管理者公募の経緯

- ・武蔵野市の公の施設は、これまで指定管理者を公募せず、主に市が財政支援を行っている団体（財団法人、社会福祉法人等）が指定管理者として管理運営を担ってきた。
- ・令和2年4月 武蔵野市第六期長期計画（総合計画）において、指定管理者の公募検討を明記。
- ・令和4年12月 「指定管理者制度に関する基本方針」において、非公募事由に該当しない施設は原則公募することとした。→次期（令和7年度～11年度）の指定管理者の指定について、文化施設（8施設）のうち4施設と、野外活動施設（自然の村）を公募対象施設に位置付け。

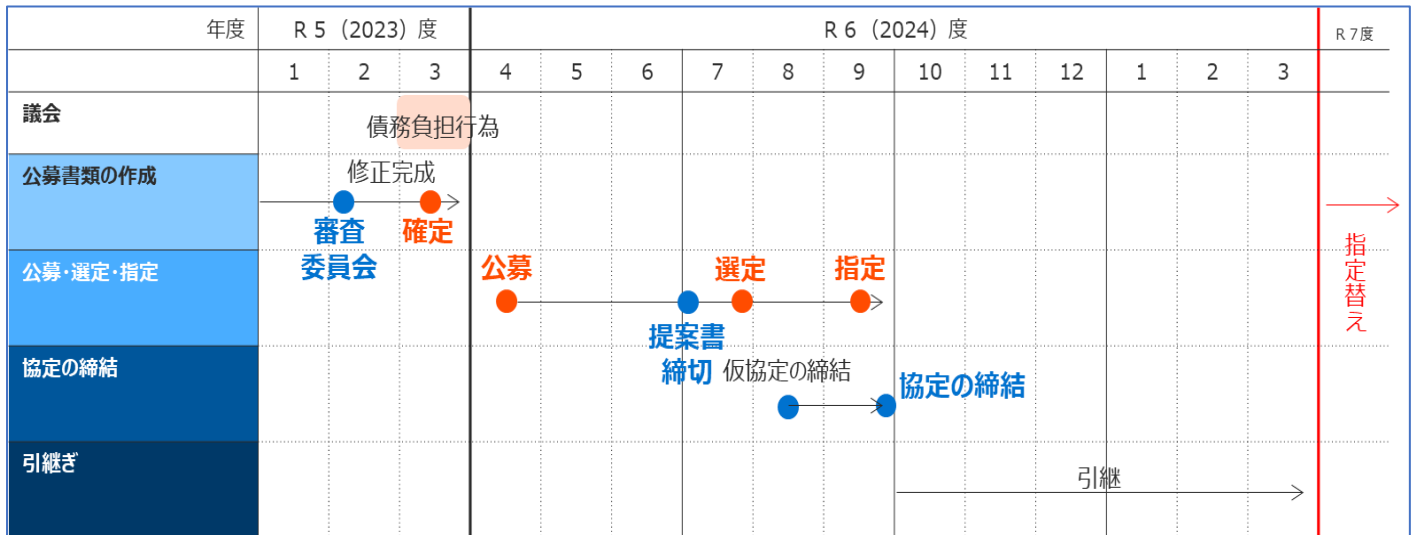
※公募対象施設のうち、武蔵野公会堂（文化施設）と自然の村は、大規模改修工事の時期が迫っているため、工事終了までは非公募として取り扱う。

■対象施設の概要

	施設名	施設類型	設置年	指定管理者導入年月	延床面積(m ²)	所管課	公募開始時期
1	武蔵野市立武蔵野芸能劇場	劇場、ホール（展示室）	1984年	2005年4月	1,578.6	市民活動推進課	2024年4月頃を予定
2	武蔵野市立武蔵野スイングホール	ホール、会議室、レセプションルーム	2006年	設置年と同一	1,992.3		
3	武蔵野市立かたらいの道市民スペース	会議室	2010年	2010年4月	141.8		
4	武蔵野市立武蔵野公会堂	ホール、会議室、和室	1964年	2005年4月	2,486.6	市民活動推進課	2025年度～2026年度を予定



■公募スケジュール



■主な公募要件

(1) 3施設の一括公募

施設間の連携による施設運営の効率化、人員配置の工夫、事業の質の向上等の効果が期待できるため、3施設を一括して公募する。

(2) 使用料制の継続

武蔵野公会堂の休館（R 7 年度半ばから約 2 年間）や武蔵野市民会館の休館（R 8 年度）により、スイングホールと芸能劇場は利用率の増加が見込まれ、指定管理者の創意工夫による利用率向上の余地は限定的になると考えられるため、利用料金制の導入は見送り、使用料制を継続することとする。

(3) 公用利用の取扱い（使用料減免の継続）

使用料制の継続を踏まえ、公用利用（市の主催・共催事業での利用）の使用料減免についても継続する（利用料金制を導入する場合には、公用利用の有料化や回数制限等を検討する必要がある）。

(4) 施設予約システム

施設予約システムを独自に構築して導入することを求める。

(5) 修繕の取扱い

1 件あたり 100 万円（税込み）以下の額の修繕については、各年度の指定管理料に含まれる修繕費の予算額を限度として、指定管理者が指定管理業務として実施する。なお、修繕費は年度ごとに精算する（余剰額は市へ返納）。

現在は 1 件あたり 60 万円以下の額の修繕は指定管理者側で行えることとしているが、指定管理料の中の修繕費予算が少額であるため、実際は緊急時を除き、市の予算にて市が主導で行っている。今後は指定管理料の修繕費予算を増額する（市の修繕費予算を減額する）など、施設管理に関して指定管理者が創意工夫しやすい条件を整えていきたい。